

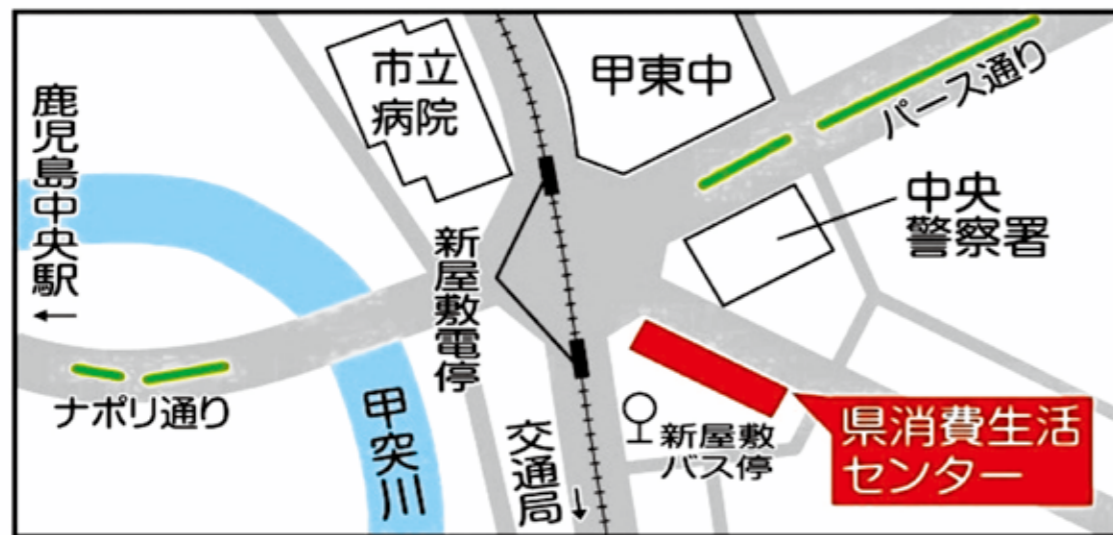
◆ 鹿児島県消費生活センター移転のお知らせ ◆

鹿児島県消費生活センターは、平成23年1月4日に下記のとおり移転することになりました。鹿児島県消費生活センターをご利用の際は、ご注意ください。

【移転前】 所在地 〒892-0821 鹿児島市名山町4番3号

【移転後】
所在地 〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16番203号
(県住宅供給公社ビル2F)
電話・FAX番号(変更ありません)
電話 099-224-0999
FAX 099-224-4997

アクセス方法
市電：新屋敷電停
(徒歩1分)
バス：新屋敷バス停
(徒歩1分)
駐車場：あり
(3時間まで無料)



クーリング・オフ ○×クイズ

- ① クーリング・オフできるのは品物を受け取った日から8日間である。 ×
■ 契約の書面を受け取った日から8日間です。
- ② クーリング・オフする時は、業者に電話で伝えるより書面で知らせた方が良い。 ○
■ 証拠が残るように書面で通知を出します。
- ③ クーリング・オフの通知は8日の期間内に業者の元に届かなければならない。 ×
■ 8日目に出したことがわかれば良い。
- ④ 品物を使ってしまったらクーリング・オフは出来ない。 ×
■ 健康食品や化粧品などの消耗品は開封したもの以外はそのまま返品できます。工事をしてしまってもクーリング・オフできます。また払ってしまった代金は返金されます。
- ⑤ テレビショッピングで買ったバッグはクーリング・オフできる。 ×
■ クーリング・オフは出来ませんが、規約があればその条件の範囲内で返品が出来ます。返品についての規約がなければ商品が届いてから8日以内は送料負担で返品できます。



消費生活

みみより情報

No.9
平成23年1月
発行/市消費生活センター
編集/市役所市民生活課
広報市民相談室
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

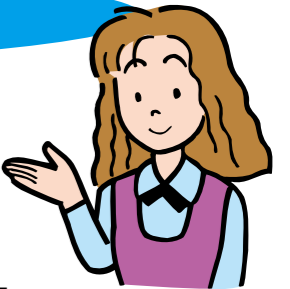
◆ 消費者安全法に基づく消費生活センター設置のお知らせ ◆

西之表市では、消費者安全法に基づく消費生活センターを、平成23年1月1日付けで下記のとおり設置いたしました。これまで「西之表市消費生活相談所」として市民の皆様にご利用いただいて参りましたが、今後は「西之表市消費生活センター」と名称を改め、市民の皆様の消費生活に関するトラブルのあっせん解決、未然防止に努めてまいりますのでお気軽にご相談ください。

名称	西之表市消費生活センター
住所	西之表市西之表7612番地(西之表市役所市民生活課内)
相談日	月曜日から金曜日
相談時間	午前8時30分～午後5時15分まで (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く)
電話	0997-22-1111 内線306

こんなときは、まずご相談ください!

- 複数の消費者金融から借入れがあり返済が難しい
- 身に覚えのない請求が来た、どうしよう...
- 高齢の母が次々と高額な商品を買わされているようだ
- クーリング・オフしたいんだけど...
- その他、製品を使用中に発生した事故等に関する苦情もお受けしています。



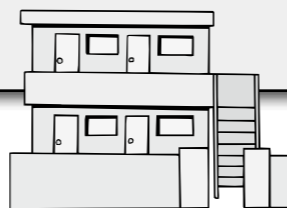
消費生活相談員から市民の皆さまへ

市民の皆様、新年明けましておめでとうございます。消費生活相談員の大野と申します。昨年は相談員1年生としていろいろな研修会に参加させていただき、また高齢者学級等では多くの皆様に悪質商法にだまされないで!というお話を聞いていただきました。西之表市でも悪質な業者によるリフォーム工事や健康食品の訪問販売など、依然として被害が後を絶ちません。最近では携帯電話やインターネットに関するトラブルの相談事例も多くなってきており、年齢を問わず注意が必要です。トラブルにあわないために「急いで契約しない」「急いで支払わない」「早めに相談する」事を日頃から心がけていただきたいと思います。

今年から消費生活センターとしてさらに市民の皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、些細なことでもお気軽にご相談ください。

◆アパートやマンションなどの敷金をめぐるトラブルに注意◆

賃貸契約書はよく読んで！！



トラブル例

2年間住んでいた賃貸マンションを退去した。入居当初、14万円を敷金として支払っており、これは返金されるものと思っていた。ところが、壁紙の張替・ハウスクリーニング等に要した費用が総額20万円ということで、敷金を全額充てても足りずに、不足分として逆に6万円の請求を受けている。特に汚してもいないし、退去時はきれいに掃除した。支払わないといけないのか。

助言

賃貸住宅を退去するとき、借り主は住宅を借りたときの原状に回復する義務があります。この「原状回復義務」とは、住宅を完全に入居時の状態に戻すことまでは必要なく、借り主の故意・過失により住宅を汚損、破損したときに負う責任をいいます。

したがって、通常の使用により生じたふすま、障子、畳、壁紙などの損耗については、そのまま貸し主に返還すれば足りると考えられています。ですから、通常の使用によって生じる損耗であれば、契約上特別な定めがない限り支払う必要はありません。

なお、仮に畳の表替えや障子・ふすま・壁紙の張替、ハウスクリーニングなどについて特約条項に定めてあっても、裁判では通常損耗分として認められ、原状回復義務はないとされた判例もあるようです。

トラブルにあわないために知っておきたいこと

- 賃貸借契約を結ぶ前に契約書をよく読み、納得できない特約条項が入っていないかよく確かめ、十分納得した上で契約しましょう。
- 入居時に貸し主・借り主立ち会いのもとに、写真を撮るなどして、使用開始時の損耗状況を確認しておきましょう。
- 敷金精算のトラブルが起こったら、まず話し合いが基本ですが、話し合いができない状況のときは、少額訴訟制度や民事調停を利用する方法もあります。

消費生活に関することで困ったときには一人で悩まずまず相談しましょう。全国の各市町村に消費生活相談窓口があります。

消費者ホットライン 0570-064-370

に電話すると、近くの消費生活相談窓口につながります。



◆一人で悩まないで！ 解決方法は必ず見つかります！◆



複数の貸金業者から借入れがあり、「返済が苦しい」「取立てにおびえる毎日だ」などとお悩みの方は、まず、西之表市消費生活センターにお電話ください。専門の相談員が債務の状況を詳しくお聴きし、債務整理の方法などについてご説明いたします。

電話相談 22-1111 内線306
西之表市消費生活センター（広報市民相談室内）

◎多重債務の解決方法 これはあくまでも目安です。詳しくは相談窓口にお尋ねください。

整理の方法	特徴
任意整理	借り手と貸し手が話し合い、利息制限法に基づいて借金の減額などの交渉を行います。ほとんどの場合、弁護士・司法書士等専門家に依頼します。
特定調停	簡易裁判所の調停委員が借り手と貸し手の間に入り、あっせんして利息制限法などにより両者の合意を成立させます。費用が最も安い債務整理方法です。
個人再生	裁判所が認めた返済計画で返済が完了すると、残りの借金が免除されます。住宅ローンを支払いながら返済を続けられる場合があります。
自己破産	裁判所から破産宣告を受けて、免責決定を受けると借金が免除されます。

誤解していませんか？ 自己破産を正しく理解しましょう。

自己破産のメリット

- 戸籍や住民票に記載されることはありません。
- 選挙権がなくなることはありません。
- 子供の就職や結婚が不利になることはありません。
自己破産したことは、通常は近所の人や勤め先に知られることはありません。
- 借金の支払義務が免除されます。
自己破産の申立書が裁判所で受理されると、返済の義務がなくなります。
- 業者からの取立てが規制されるので、精神的苦悩から開放されます。
自己破産の申立書が裁判所で受理されると、業者は督促行為が出来なくなります。
また、弁護士・司法書士等が相談者から借金の整理について依頼を受け、貸金業者に受任通知をすると、貸金業者が直接、債務者に取り立てることは、法律で禁止されています。

自己破産のデメリット

- 一度免責が確定したら7年間は自己破産できません。
- 官報に氏名・住所が掲載されます。
しかし官報は一般の人が見る機会はありません。
- 5年～7年は自分名義の借金やローンが出来ません。
自己破産したことが、民間の信用情報機関に7年間登録されます。(いわゆるブラックリスト)
そのため、原則7年間は借入れやクレジットカードの作成は出来ません。